

物価高騰対策に取り組む医療・介護・福祉施設支援金\_FAQ

最終更新日：R4.12.21

No	内容区分	施設区分	Q	A
1	制度全般	共通	事業の目的は。	主とした収益が診療報酬などの公定価格であり、物価高騰の影響を価格転嫁できず、厳しい経営状況となっている施設や事業所に対し、物価高騰対策の取組を支援することを目的としています。
2	制度全般	共通	支援金の使用用途に決まりはあるか。また、後日実績報告は必要か。	物価高騰対策に取り組む施設への支援であるため、用途に指定はありません。このため、実績報告等の必要はありません。ただし、支援金受給後に物価高騰の取組みについてアンケートにご協力いただく予定です。ご承知おきください。
3	制度全般	共通	この事業は継続するか。来年度もあるか。	実施の予定はありません。
4	支給要件	共通	現時点で休止しているが、対象となるか。	対象となりません。
5	支給要件	共通	12月1日に開設したが、対象となるか。	申請日時点で支給要件を満たせば、対象となります。
6	支給要件	共通	国、県や市町村、一部事務組合等の地方公共団体が開設者である施設は対象となるか。	対象となりません。
7	支給要件	共通	国立大学法人や国立病院機構が開設者である病院は対象となるか。	その他の支給要件を満たせば、対象となります。
8	支給要件	共通	開設者の住所の所在地が栃木県だが、対象となるか。	施設の所在地が群馬県であれば、対象となります。
9	支給要件	特養(地域密着型を含む)併設の短期入所生活介護	特養(地域密着型を含む)に併設の短期入所生活介護は、対象となるか。	空床利用型の短期入所生活介護は対象となりません。有床の短期入所生活介護は対象となります。なお、特養(地域密着型を含む)とは別に短期入所生活介護として申請書の提出が必要となります。
10	支給要件	養護老人ホーム	養護老人ホームは、対象となるか。	対象となります。(特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設も対象となります。)
11	支給要件	軽費老人ホーム	軽費老人ホームは、対象となるか。	対象となります。(特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設も対象となります。)
12	支給要件	共通	1施設で医科/歯科併設等の場合、2回申請してよいか。	申請は1回となります。

No	内容区分	施設区分	Q	A
13	支給要件	介護・障害者施設等	共生型事業所の場合は、それぞれ対象となるか。	介護又は障害のどちらか一方が対象となります。
14	支給要件	障害者施設等（訪問・相談・居住支援系事業所）	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護について、同一の事業所でそれぞれの指定を受けている場合、指定ごとに申請して良いか。	同一の事業所でそれぞれの指定を受けている場合は1事業所として対象となります。
15	支給要件	障害者施設等（訪問・相談・居住支援系事業所）	一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援を同一の事業所でそれぞれ指定を受けている場合、指定ごとに申請して良いか。	同一の事業所でそれぞれの指定を受けている場合は1事業所として対象となります。
16	支給要件	障害者施設等（通所等日中サービス事業所）	共同生活援助は対象となるか。	対象となりません。
17	支給要件	障害者施設等（通所等日中サービス事業所）	障害者支援施設が行っている生活介護は対象となるか。	対象となりません。
18	支給要件	障害者施設等（通所等日中サービス事業所）	児童発達支援、放課後等デイサービスは、対象となるか。	対象となりません。別途案内する「群馬県障害児通所支援事業所等物価高騰対策補助金交付要綱」により、食材費・電気料金・燃料費に係る補助を行います。
19	支給要件	障害者施設等（入所系施設）	短期入所は対象となるか。	単独の短期入所のみ該当になります。併設型、空床型は対象となりません。
20	申請	共通	申請書類はどこで入手できるか。	群馬県のホームページよりダウンロードしてください。 群馬県のホームページ（トップページ）>補助金等の情報>物価高騰対策に取り組む医療・介護・福祉施設支援金について【申請受付中】 URL： <a href="https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/171680.html">https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/171680.html</a>
21	申請	共通	WEBで申請書類をダウンロードできる環境がない。申請書様式を入手するためにはどうしたらよいか。	下記事務局に電話して「申請書郵送希望」の旨伝えてください。 名称： 医療・介護・福祉施設物価高騰対策支援金事務局 電話番号：050-2018-0644 受付時間：午前10時から午後5時まで（土日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

No	内容区分	施設区分	Q	A
22	申請	共通	申請期間はいつか。	令和4年12月15日(木)～令和5年1月31日(火) ・郵送の場合、令和5年1月31日消印有効です。 ・メールの場合、令和5年1月31日必着です。
23	申請	共通	複数の施設を運営しているが、申請書は1つでよいか。	申請書は、1施設につき1つご提出ください。
24	申請	共通	施設名義の口座を振込先口座としてよいか。	申請書(=開設者)と、振込先口座の名義が異なる場合、委任状をご提出ください。
25	申請	共通	申請後に記載漏れや誤りに気づいた場合、どうすればよいか。	事務局に電話してください。
26	申請	共通	申請書「4 物価高騰に対する取り組み」について、3つ欄があるが、3つ記載しなければならないか。また、どのような内容を記載すればよいか。	2つ以上記載してください。 以下に例を記載しますので、ご参照ください。 ・使用していないエリア(外来部門、診療部門の診察時間外等)は消灯を徹底する。 ・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 ・病棟、外来、診療部門、厨房、事務室等でそれぞれ適切な温度設定を行う。 ・可能な範囲で照明を間引きする。 ・昼休みや退室時の消灯ルールを作っている。 ・エレベーターの運転台数を減らしている。 ・使用していないエリアの空調を停止している。 ・空調フィルターを定期的に掃除し、空調効率を上げている。
27	申請	共通	申請書「4 物価高騰に対する取り組み」に何も記載がない場合は支援金は支給されないのか。	何も記載されていない場合、給付できません。
28	申請	共通	郵送ではなく、持参してもよいか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参ではなく郵送かメールでご送付ください。
29	申請	障害(入所系施設)	定員数とは何を記載すればよいか。	指定されている定員数を記載してください。なお、都民施設の場合は、都民施設の定員数を除いた定員数を記載願います。

No	内容区分	施設区分	Q	A
30	添付書類	共通	申請の際には何を提出すればよいか。	施設区分ごとに異なりますが、下記をご参照ください。 <b>【共通】</b> ・申請書 ・振込先の通帳の写し（金融機関名・支店名、口座種別、店番号・口座番号、口座名義（カナ）がわかるページ（通帳2ページ目の見開き）） <b>【助産所】</b> ・助産所コード通知書の写し 又は ・市町村から委託を受けて産後ケア事業等を行っていることが分かる書類 <b>【施術所】</b> （登録記号番号が「契」からはじまる施術所のみ） ・登録記号番号が分かる書類 又は ・医療保険（療養費）の対象となる施術を行っていることが分かる書類 <b>【薬局】</b> ・保険薬局指定通知書の写し <b>【介護・障害者施設、薬局】</b> ・委任状（代表者以外の口座に振込をする場合）
31	添付書類	共通	添付書類はコピーではなくて撮影した画像を印刷したものでよいか。	文字等が認識でき、内容が確認できれば、撮影した画像でも差支えありません。
32	その他	共通	支援金は、いつ頃振り込まれるか。	順番に振り込み致しますので、お待ちください。 なお、いつ頃振り込まれるか等の個別のご質問について回答できませんので、ご承知おきください。
33	その他	共通	本支援金の税務上の取り扱いとは。	益金に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。